



山形県公報

平成26年4月1日(火)

号 外 (12)

目 次

教育委員会関係

規 則

- 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… 2
- 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 3
- 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則…………… 5
- 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
- 山形県立高等学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第2号に規定する生徒からの授業料及び受講料の徴収に関し必要な事項を定める規則を廃止する規則……………同

訓 令

- 山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令……………同

告 示

- 技能教育のための施設の指定…………… 7

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第5号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第31号の次に次の1号を加える。

(32) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定に基づき教育委員会が行う事務に関する事。

第4条第1項第21号の次に次の1号を加える。

(22) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定に基づき教育委員会が行う事務に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第6号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

文化財・生涯学習課	経理担当、企画調整担当、埋蔵文化財担当、生涯学習・社会教育担当
-----------	---------------------------------

 を

文化財・生涯学習課	経理担当、社会教育施設担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当
-----------	---------------------------------

 に、

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当
---------	--

 を

国体推進課	総務・調整担当、企画・広報担当、競技・式典担当、宿泊・輸送担当
-------	---------------------------------

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、南東北高校総体推進担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当
---------	--

 に改める。

第5条第1項第9号中「公益信託の指導及び監督事務の総括に関する事」を「公益信託に関する事（文化財・生涯学習課、福利課及びスポーツ保健課で所掌するものを除く。）」に改める。

第11条第1項第16号を削る。

第11条の2を削る。

第18条第3項中「学校保健技師」を「学校保健技師、主任主事、主任技師」に改める。

第19条の表中

埋蔵文化財調査研究員	上司の命を受けて埋蔵文化財の調査研究業務に従事する。
------------	----------------------------

 を

埋蔵文化財調査研究員	上司の命を受けて埋蔵文化財の調査研究業務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
主任技師	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする技術に従事する。

 に改める。

第20条第2項中「主任主査」を「主任主査、主任主事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第7号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第64条の表中 「部長 部 上司の命を受けて部の事務を処理する。」 を削る。

第65条の表中 「主任専門学芸員 上司の命を受けて博物館の専門的業務を総括し、担当事務を処理する。」 を削り、

「専門学芸員 上司の命を受けて博物館の専門的業務を処理する。」 を

「学芸専門員 上司の命を受けて博物館の専門的業務を処理する。」 に、

「研究員 上司の命を受けて博物館の調査研究等の業務に従事する。」 を

「研究員 上司の命を受けて博物館の調査研究等の業務に従事する。」 に改める。
 「主任主事 上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県教育委員会
 委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第8号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「副主任、栄養主査、主任栄養士、栄養士」を「副主任、主任主事、栄養主査、主任栄養士、管理栄養士、栄養士」に改める。

第21条の表中 「主事 上司の命を受けて事務に従事する。」 を

「主任主事 上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。」 に、
 「主事 上司の命を受けて事務に従事する。」

「栄養士 栄養に関する業務に従事する。」 を

「管理栄養士 栄養に関する業務に従事する。」 に改める。
 「栄養士」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教員委員会規則第9号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「副主任」を「副主任、主任主事」に、「主任栄養士」を、「主任管理栄養士、主任栄養士」に、「栄養士」を「管理栄養士、栄養士」に改める。

第4条表中 「副主任 上司の命を受けて担当事務に従事する。」を

副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。	に、
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。	

「主任栄養士 栄養に関する業務を担当する。」を

主任管理栄養士 主任栄養士	栄養に関する業務を担当する。	に、
------------------	----------------	----

栄養士	栄養に関する業務に従事する。	を
学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員をいう。）		

管理栄養士 栄養士	栄養に関する業務に従事する。	に改める。
学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員をいう。）		

別表中

山形県立米沢養護学校	小学部		6年	を
	中学部		3年	
	高等部	普通科	3年	

山形県立米沢養護学校 長井校	小学部		6年	に、
	中学部		3年	
	高等部	普通科	3年	
	小学部		6年	

山形県立村山特別支援学校	小学部		6年	を
	中学部		3年	
	高等部	普通科	3年	

山形県立村山特別支援学校 山形校 天童校	小学部		6年	に、
	中学部		3年	
	高等部	普通科	3年	
	小学部		6年	
	小学部		6年	

山形県立楯岡特別支援学校	小学部		6年	を
	中学部		3年	
	高等部	普通科	3年	

山形県立楯岡特別支援学校 寒河江校	小学部		6年	に改める。
	中学部		3年	
	高等部	普通科	3年	
	小学部		6年	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第10号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則（昭和44年7月県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3項及び第5項」を「第4項及び第6項」に、「すべての者に係る」を「全ての者（専攻科に在学する者並びに第4項及び第6項に規定する者を除く。）に係る7月分の授業料月額については8月17日、在籍する全ての者に係る」に改め、「。以下「納期限」という。」を削り、同条第7項中「納期限前」を「第1項又は第2項に定める納期前」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「徴収は、転入した日から」を「徴収は、月の初日に転入し、かつ、就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した場合を除き、転入した日から起算して」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「納期限前」を「第1項又は第2項に定める納期前」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第4条の規定により、法第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した者又は法第17条に規定する届出を行った者に係る授業料月額（当該認定に係る申請又は届出の日の属する月から当該申請又は届出に係る処分の日属する月までに係るものに限る。）の徴収は、当該申請又は届出に係る処分の日属する月の翌月17日（当該処分の日属する月が3月である場合は、当該処分の日から起算して17日を経過する日又は3月31日のいずれか早い日）までに行うものとする。ただし、これによりがたい場合にあつては、教育委員会教育長が別に定める日までに行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第11号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「山形県立村山農業高等学校」を「山形県立村山産業高等学校」に、

「山形県立金山高等学校」を「山形県立新庄南高等学校金山校」に、
 「山形県立山添高等学校」を「山形県立鶴岡南高等学校山添校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県教育委員会
 委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第12号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（平成18年4月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（駐在により処理する事務）

第2条 次の各号に掲げる事務は、職員を駐在させて処理するものとする。

(1) 文化財・生涯学習課において処理する埋蔵文化財の普及啓発に関する事務

(2) スポーツ保健課において処理するスポーツの競技力向上に関する事務

第3条を次のように改める。

（駐在場所）

第3条 前条各号の事務（以下「駐在事務」という。）を処理させるため、次の各号に掲げる場所に駐在事務を

所管する機関の職員を駐在させるものとする。

(1) 第2条第1号の事務については、上山市弁天二丁目15番1号

(2) 第2条第2号の事務については、山形市松山二丁目11番30号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第2号に規定する生徒からの授業料及び受講料の徴収に関し必要な事項を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県教育委員会
 委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第13号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第2号に規定する生徒からの授業料及び受講料の徴収に関し必要な事項を定める規則を廃止する規則

山形県立高等学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第2号に規定する生徒からの授業料及び受講料の徴収に関し必要な事項を定める規則（平成23年2月県教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

庁 中
 教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

山形県教育委員会
 委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程（昭和42年4月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2号(1)本庁の項の表中

スポーツ保健課	スポ保
国体推進課	国体

を

「

スポーツ保健課	スポ保
---------	-----

」に改め、同別表(4)高等学校等の項の表中

「

山形県立村山農業高等学校	村農高
山形県立楯岡高等学校	楯高
山形県立東根工業高等学校	東工高

」を「

山形県立村山産業高等学校	村産高
山形県立楯岡高等学校	楯高

」に、

「

山形県立金山高等学校	金高
山形県立真室川高等学校	真室高

」を「

山形県立真室川高等学校	真室高
-------------	-----

」に、

「

山形県立山添高等学校	山添高
山形県立加茂水産高等学校	加水高

」を「

山形県立加茂水産高等学校	加水高
--------------	-----

」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第5号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定により、技能教育のための施設を次のとおり指定した。

平成26年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

技能教育のための施設の名称	技能教育のための施設の所在地	連携科目等	指定年月日
国 際 高 等 学 院	山形市香澄町二丁目3番36号 山田ビル2階	ビジネス基礎 ビジネス実務 情報処理	平成26. 4. 1

平成26年4月1日印刷
平成26年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056